

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定によって、  
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和六年十二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

株式会社三戸商店	（名 氏 名 ） 称
広島市南区大州一丁目九番三二号	主たる事務所又は 事業所の所在地
令和六年二月二日	取消年月日